食品安全委員会はリスク評価のほかにも、食の安全のための多様な活動を行っています。

食品安全委員会の活動は、リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省等)からの要請を受けて行うリスク評価 (食品健康影響評価)や、意見交換会等の開催だけではありません。そのほかにも食の安全を守るための活動を続けています。今回の特集では、その中の主なものから、内容や状況についてご紹介いたします。

食の安全のための連携活動

委員会の役割の大きな柱は(1)リスク評価(2)リスクコミュニケーションの実施(3)緊急の事態への対応の3つです。これらの役割を果たしていくために、委員会では右図のような活動を行っています。それぞれは互いに連携しながら情報の共有化に努め、食の安全の基盤となる、科学的知見や情報の蓄積、研究等を推進しています。今回は右図の★の活動についてご紹介します。

緊急の事態への対応

緊急の事態とは、たとえば大規模な食中 毒など、食べ物が原因となって国民の生 命や健康に大きな被害が生じるなど、早 急な対応を要する事態が発生した場合 のことです。食品事故が発生した場合の 対応については、通常、リスク管理機関に よって行われますが、緊急事態への対応 は政府全体で連携して行います。その中 で、食品安全委員会は、危機の拡大や再 発の防止または危機の未然防止のため、 国の内外から情報の収集・整理を行って 事態を把握し、リスク管理機関への迅速 な対応を要請、さらに国民に理解しやす い情報の提供をする、必要に応じてリスク 評価を行うなどの役割を担っています。そ のために食品安全委員会では「食品安 全委員会緊急時対応基本指針」等を定め、 常に備えを怠らない体制を築いています。

■食品安全委員会の様々な活動

リスク評価

- ●リスク管理機関からの要請を受けて行うリスク評価
- ●委員会が自らの判断により行うリスク評価★
- ●定期的な調査および食品安全モニターを通じた情報収集★
- ●国際機関・諸外国の公的機関・試験研究機関等からの情報収集・交換
- ●食の安全・消費者の信頼確保のための研究推進★

緊急の事態 への対応★

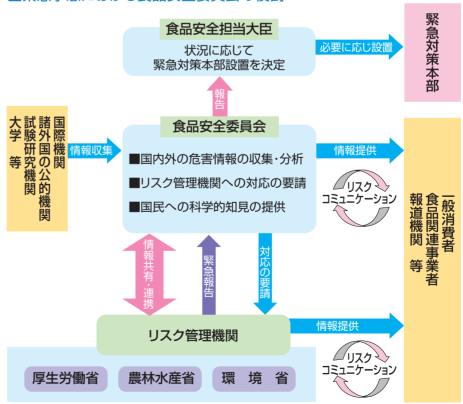
- 緊急の事態 ●情報収集とリスク評価
 - ●委員会及びリスク管理機関の連携の促進
 - ●国民への科学的知見の提供 等

リスク コミュニケーション

- ●意見交換会・講演会等による情報提供と意見収集
- ●ホームページ・広報誌等での情報提供・意見募集
- ●食の安全ダイヤルによる情報の収集·提供★ 等

★は今号で取りあげた活動

■緊急事態における食品安全委員会の役割



http://www.fsc.go.jp/senmon/kinkyu/index.html

私たちの食生活が多様化する一方、食 品流通の広域化・国際化、新たな危害 要因の出現(BSEのプリオン等)、新技術 による食品の開発(遺伝子組換え食品等) など、食を取り巻く環境も大きく変化を続 けています。この状況の中で、重要とな るのが食品の安全と消費者の信頼確 保のための研究の推進です。

現在、我が国の食品安全行政は(1)食 品の生産から消費までのすべての過程 で安全を確保する「フードチェーンアプロー チ | の考え方と(2) 食品自体が持つ可 能性のあるリスクに対応する「リスク分析 | の考え方に基づいて推進されています。 研究分野においても、この2つの考え方 に基づいた「フードチェーン全般におけ るリスク分析 | に役立つ研究の推進が 重要になっています。食品安全委員会 では、リスク管理機関等と連携しながら、 重点課題を明確にした研究開発に取り 組んでいます。

■研究開発推進の考え方と重点課題

食品安全行政の推進

フードチェーンアプローチ (各過程における安全の確保) 造 生 産過程 加工過程

リスク分析 (食品の安全性の確保) リスク評価 🔷 - リスク管理 リスクコミュニ ケーション

フードチェーン全般におけるリスク分析に資する研究開発の推進



食品の安全と消費者の信頼確保に関する研究の推進

食品の安全性の確保に関する試験研究の 推進に係る関係府省連絡調整会議 (事務局:食品安全委員会)

連携·研究調整

[厚生労働省]

重点課題

- ●バイオテクノロジー応用 食品・健康食品の安全性・ 有効性研究
- ●食中毒菌、有害物質等の 検査法及び制御技術等の

[食品安全委員会]

重点課題

- ●乳幼児、高齢者、好産婦等 に対する化学物質のリス ク評価法
- ●食品を介した新たな感染 症に対するリスク評価法

[農林水産省]

●生産・加工・流通過程にお ける汚染防止技術と危害

重点課題

●人獣共通感染症·未知感 染症等の防除技術の開 発

要因低減技術の開発

効果的なリスクコミュニケーションに関する研究

情報収集及び提供

委員会活動の重要な基盤となるのが、 食品安全に関わる最新情報の収集・提 供です。情報は国内及び海外の文献 情報、公的機関、報道機関のホームペー ジなどを日々確認し、収集します。

これらは、整理した後にリスク管理機関 にも提供し、情報の共有を図っています。 また、リスク管理機関とは定例会議を 開催、情報の内容、対応の状況の確認 等を実施しています。さらに昨年6月1日 からは食品安全委員会のホームページ 上に「食品安全総合情報システム|を 開設し、データベース化した詳細な情 報を国民に広く公開しています。

■食品安全に関する情報収集・提供・共有の流れ

国内外の公的機関・ 報道機関

- ●リスク管理機関 (厚労省·農水省·環境省)
- ●国際機関・諸外国の公的 機関
- ●大学等諸外国の研究機関

関係府省情報担当窓口で

●関係府省連絡会議(局長・

●関係府省連絡会議幹事会

●食品リスク情報関係府省

●世界各国の報道 等

リスク管理機関

の情報交換

部長レベル)

(課長レベル)

担当者会議

情報収集· 整理.

ータベース化

食品安全委員会

- ●意見交換会、シンポジウム
- ●季刊誌 「食品安全 |

食品安全委員会 ホームページ



情報提供

般消費者●食品関連事業者●リスク管理機関

●各自治体

等

●食品安全 総合情報システム Webページ



情報内容

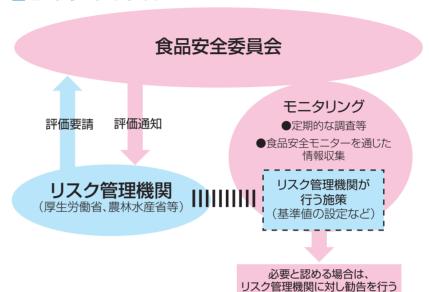
- ●委員会のリスク評価の調査・審議に 関する資料
- ●委員会が調査、収集、分析した食品危 害情報
- ●関係国際機関におけるリスク評価に 関する資料
- ●諸外国の化学物質、微生物等による 食品の危害発生、対処方法等に関す る資料 等

情報の共有・ 連携

モニタリング(監視)活動

食品安全委員会はリスク評価を行い、 その結果をリスク管理機関へ通知して 終わるわけではありません。委員会が行っ たリスク評価に基づいてリスク管理機 関が行う施策の実施状況を監視(モニ タリング) することも役割のひとつです。 具体的な活動としては定期的(年2回) にリスク管理機関の施策の実施状況を 調査するとともに、食品安全モニターを 通じた継続的な情報収集を行っています。

■モニタリングのしくみ



食品安全モニター

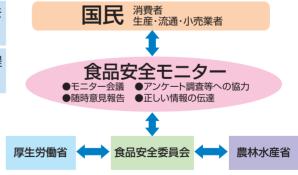
食品安全モニターは、消費者の方々に日 常の生活を通じて食品安全委員会が行っ たリスク評価の結果に基づいてリスク管 理機関が行う施策の実施状況や、食品 の安全性などについて意見・情報をいた だき、委員会の取組の参考とするための 制度です。また、モニターの方々には、委 員会が提供する情報を地域に広めるた めのご協力もいただいています。モニター は毎年度、委員会が募集し、一定の要 件を満たす応募者の中から全国470名 の方々に依頼。その報告や意見は、月ご

http://www.fsc.go.jp/monitor/index.html

とにまとめて食品安全委員会ホームペー ジで公開しています。モニターからの報 告は委員会の「自ら評価 (P5参照)」の案 件候補として検討されたり、リスク管理 機関の施策推進の参考となるなど、重 要な活動の一つとなっています。

■食品安全モニターの役割と活動内容

- 1 食品の安全性に関する調査につい 4 全国7都市で開催する食品安全モ ての報告(アンケート等への回答)
- 2食品安全行政などに関する意見 (随時報告)
- 3 食品の安全性に関する危害情報を 入手した場合の情報提供(随時報告)
- ニター会議への出席
- 5地域での日常生活を通じた情報提 供への協力



食の安全ダイヤル

「食の安全ダイヤル」は、広く一般の消 費者の皆様から食品の安全性につい ての情報提供やご意見、ご質問をいた だくとともに、食品の安全性に関する知 識と理解を深めていただけるよう、食品 安全委員会事務局内に設置された情

報窓口です。平成15年8月の設置以来、 寄せられたご意見等はのべ1,940件(平 成18年2月末現在)となっています。

http://www.fsc.go.jp/dial/index.html

【食の安全ダイヤル】 TEL.03-5251-9220 · 9221

●受付時間10:00~17:00(月曜~金曜。祝日・ 年末年始を除く)

【食の安全ダイヤル・メール窓口】

※ホームページからもアクセスできます http://www.iijnet.or.jp/cao/shokuh in/opinion-shokuhin.html

■委員会が自らの判断により行うリスク評価

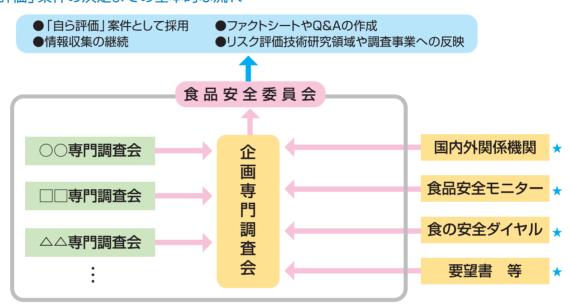
食品安全委員会では、国民の健康に悪影響が及ぶおそれがあると思われるものについては、リスク管理機関から要請のない案件でも、自らの判断でリスク評価を行うことができます。これを便宜上「自ら評価 | と呼んでいます。

現在、「自ら評価」の対象は委員会で定期的に点検することとされており、企画専門調査会が「自ら評価」が必要な案件を候補として選びます。最終的には、食品安全

委員会で(1)「自ら評価」としてリスク評価を行う、(2)ファクトシート(※)またはQ&Aなどにより情報を公開する、(3)情報収集を継続する、等の対応を決定します(下図参照)。また、これとは別に、緊急・特段の評価案件については、適宜、食品安全委員会において審議し、決定する場合があります。

※リスク評価の対象案件には該当しないまでも、科学的知見を整理し、 情報提供することが有用とされたものについて作成する概要書。食 品安全委員会のホームページ等で公開されます。

■「自ら評価 | 案件の決定までの基本的な流れ



★ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合、 または具体的な出所や根拠が表明されていない場合は除外されます。

■企画専門調査会における「自ら評価」対象案件 候補選定の考え方

- 1.国民の健康への影響が大きいと考えられるもの 現時点で健康被害が生じていなくても、今後生じる おそれがあるもの。または、被害が顕在化していな いが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。
- 2.危害要因等の把握の必要性が高いもの 健康被害が生じているが、科学的知見が不十分で あり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。
- 3.評価ニーズが高いと判断されるもの 国民の健康への影響が想定される危害要因であって、食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報のうち、 国民の評価ニーズが特に高いと判断されるもの。

■平成17年度に「自ら評価」を行っている案件

「食中毒原因微生物の評価指針を策定し、評価すべき優先順位を決めた上で個別の微生物について評価を行うこと」が平成16年12月16日に「自ら評価」として委員会で決定され、現在審議中。

■これまで「自ら評価」を行った案件

●日本における牛海綿状脳症 (BSE) 対策について ー中間とりまとめー

(詳細はhttp://www.fsc.go.jp/sonota/ chukan_torimatome_bse160913.pdf)

- ■これまでファクトシートを作成・公表した案件
- ●Q熱の原因菌について
- ●食品に含まれるトランス脂肪酸について
- ●アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響について

(詳細は http://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets.html)